

令和 7 年 2 月 12 日

三条市長 様

(設置者)

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名

名称 イオンリテール株式会社

代表取締役 井出 武美

住所 千葉市美浜区中瀬一丁目 5 番地 1

名称 株式会社ヤマダホールディングス

代表取締役 山田 昇

住所 群馬県高崎市栄町 1 番 1 号

(仮称) イオン三条上須頃の大規模小売店舗新設計画準備書に係る意見への対応報告書

令和 6 年 12 月 11 日付けで提出した (仮称) イオン三条上須頃の大規模小売店舗新設計画準備書に係る意見については、下記のとおり対応することとしましたので、報告します。

記

意見	対応
(1) 大規模小売店舗「指針」に関する事項 (3 駐車場の位置及び収容台数等 外) ア 想定する入出庫方法が徹底されるよう、入口(出口)専用であることや、左折入出庫等を周知する案内看板や路面表示等を適所に設置すること。特に混雑時には、左折入出庫が徹底されるよう誘導等を適切に行い、必要な場合はラバーポスト等の設置により物理的に右折入出庫できない構造とするなど、右折入出庫に起因する事故や混雑の防止を図ること	入口から誤って出庫することがないように出口には進入禁止の路面標示を設置する計画です。 混雑が予想される開業時等は必要に応じて交通誘導員等を配置し、左折入出庫誘導とする出入口では左折入出庫誘導を徹底します。No.2 入口においては右折入庫誘導を行いますが、右折入庫のために右折車線を新設します。右折滞留長を超える入庫待ち車両が発生しないよう、混雑が予想される開業時等は必要に応じて交通誘導員等を配置し適切に誘導を行います。 開業後は出入口付近の状況を勘案し、右折入出庫に起因する事故や混雑の防止に努めます。
イ 店舗敷地内で必要駐車台数を確保せず、店舗から離れた隔地駐車場を含め必要駐車台数	混雑が予想される開業時等は交通誘導員等を配置する計画であり、入庫車両をなるべく

を確保する計画になっていることから、店舗敷地内の駐車場 No. 1 及び No. 2 の駐車台数の不足に起因する店舗周辺道路での入庫待ちによる混雑や、近隣他施設（県央基幹病院等）への駐車等が生じないように、あらかじめ対応策を検討すること	く敷地内に引き込み周辺道路での入庫待ちが発生しないよう適切に誘導を行います。入庫待ち車両により店舗周辺に混雑が生じた場合には、No.3、No.4 駐車場へ案内する等の対策を講じます。 近隣施設への駐車防止については、開業時には、交通誘導員等が手持ち看板で、例えば県央基幹病院駐車場入口付近で「イオン三条上須頃店ご利用の方の駐車はご遠慮ください。」などと案内する方法などを検討します。 開業後は店舗周辺の交通状況を勘案し、交通影響や他施設への駐車等が生じないように適切に対応します。
ウ 計画建築物 C のドライブスルーについて、待ち車列が道路上に及んで一般交通の通行に支障が生じないように、混雑時の対応をあらかじめ検討すること。	ドライブスルーにおける待ち行列が発生し周辺道路で入庫待ちが発生しないよう、混雑が予想される開業時等は必要に応じて交通誘導員等を配置し適切に誘導を行います。また、道路上で滞留が生じ一般交通への支障が生じることが懸念される場合には、時間をおいて再度ご来店いただくなどの対応を検討します。 開業後は周辺の一般交通に支障を及ぼさないよう適切に対応します。
エ 新規開店後に周辺道路に著しい混雑が生じるなど、交通予測と大きく異なる状況が認められる場合には、関係機関と協議の上、混雑緩和等のために必要な措置を講じること	開業後の交通状況が交通予測と大きく異なり、店舗開業により周辺交通に著しい影響を及ぼす状況が恒常的に見られた場合は、道路管理者・交通管理者と協議の上、混雑緩和等のための対応を検討します。
オ アクセルとブレーキの踏み間違いによる店舗突入等の重大な事故を防止するため、特に店舗前面の駐車枠の店舗側に車両防護柵等の設置を検討すること	店舗に面する駐車ますと道路に面する駐車ますには車止めを設置する計画です。また、一部の建物においては店舗前面の駐車ますの店舗側にガードパイプ等の設置を計画しています。

意見	対応
(2) 大規模小売店舗「指針」に関する事項 (10 防災・防犯対策への協力 (2)防犯に対する配慮事項) 設置者及び小売店は「コンビニエンスストア・スーパーマーケットの防犯基準」を遵守すること ア 防犯体制 (ア) 防犯指導担当者、防犯責任者 (イ) 警戒要領 (ウ) 防犯責任者による従業員の指導 (エ) その他 イ 現金管理 ウ 店舗の環境等 エ 防犯設備 オ ATMの設置 カ その他 駐車場施設での乗り物盗防止に取り組むこと (別紙「駐車場施設の防犯対策について」を参照)	「コンビニエンスストア・スーパーマーケットの防犯基準」を遵守します。 駐車場施設での防犯対策について、駐車場内は適切な照明設備の設置を行う計画です。また、「駐車場施設の防犯対策について」を参考に、営業時間内は従業員等が敷地内を巡回し、盗難防止のため監視性を確保する等の対策を検討します。

駐 車 場 施 設 の 防 犯 対 策 に つ い て

・・・書面確認によって今後、取り組みの検討が望ましいと認められた事項
 〔 〕 列挙した取り組みは、あくまで例示ですので、これらを参考に「犯罪の起きにくい環境づくり」に努めて下さい。

防犯指針の配慮事項	具 体 的 な 取 り 組 み 事 項 ※ 配慮事項に基づく対策の例示		犯罪に強い要素
1. 見通しの確保及び区分	1	外周は、周囲から見通しが確保できるフェンス（メッシュ状等）などで区分【駐車場と外周との区画】	監視性の確保 領域性の確保
	2	チェーンゲートあるいは遮断機型ゲート等の設置	領域性の確保
	3	植栽は、視線より低い樹種を選定し、こまめに手入れする。	監視性の確保 領域性の確保
具体的措置 ○ 管理者の常駐 ○ 防犯カメラの設置 ○ ミラー等の設置 ○ 盗難防止措置	4	警備員、従業員等による施設警戒	監視性の確保
	5	駐車場出入口、駐車場内における防犯カメラの効果的な設置と鮮明な画像記録	
	6	死角・危険箇所を選定し、防犯ミラーを設置	
	7	チェーン用バーラック、サイクルラック等の設置	抵抗性の強化
	8	警告表示の設置	領域性の確保
	9	ゲート・シャッターの営業時間外の封鎖	
	10	自転車と自動車の駐車場所の区分	監視性の確保
明るさの確保	11	地下又は屋内の駐車場等の駐車のに供する部分の床面において3ルクス以上、車路の路面において10ルクス以上、屋外の駐車場については、夜間において人の行動を視認できる程度以上の照度を確保	監視性の確保
	12	威嚇効果のあるセンサー付きライトの設置	接近の制御

（注1）「防犯指針」とは

新潟県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例「道路等の犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する指針」（平成17年10月20日、策定・公表）のことをいいます。

（注2）「犯罪に強い要素」である「監視性の確保」「領域性の確保」「抵抗性の強化」「接近の制御」の4要素

は、欧米の設計理論「防犯環境設計」（^{セブテッド} CPTED: Crime Prevention Through Environmental Design）を根拠とする犯罪機会を減少させるための手法です。

（注3）駐車場法施行令第13条では、自動車の駐車のに供する部分の面積が500㎡以上の建築物である路外駐車場の照明装置に関して、

- 自動車の車路の路面10ルクス以上
 - 自動車の駐車のに供する部分の床面2ルクス以上
- と規定されています。